

## 教育長の臨時代理による事務処理の指示について

### 1 指示する内容

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づき、以下の規則の一部改正手続について、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

### 2 指示により改正する規則

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年中野区教育委員会規則第6号）
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年中野区教育委員会規則第11号）

### 3 指示する理由

不妊治療のための休暇の新設を内容とした「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び「中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」については、令和4年中野区議会第1回定例会に議案として提出し、審議されており、その議決は本日25日に予定されている。

これらの議案が可決された場合、条例の公布後速やかに、上記規則の一部改正手続を行う必要があるため、本件事務処理について教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する必要がある。

### 4 主な改正内容

- (1) 不妊治療のための休暇の新設に伴い、当該休暇の承認要件その他必要事項を規定
- (2) 押印等の廃止に伴う様式の規定整備等

### 5 施行期日

令和4年4月1日（上記2(1)の一部は公布の日）

### 6 今後の予定

令和4年3月下旬 教育長の臨時代理による事務処理

令和4年4月8日 教育委員会定例会において教育長の臨時代理による事務処理について報告